

議会第5号議案

大村市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり大村市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年12月19日

議会運営委員会委員長 中 崎 秀 紀

大村市議会議長 城 幸 太 郎 殿

(提案理由)

産業振興部が廃止され、農林水産部及び商工観光部が設置されることに伴い、経済建設委員会の所管を改めるため、この条例案を提出するものである。

大村市議会委員会条例の一部を改正する条例

大村市議会委員会条例（昭和３４年大村市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表経済建設委員会の項所管の欄第１号中「産業振興部」を「農林水産部」に改め、同欄中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

（２）商工観光部の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

大村市議会委員会条例（新旧対照表）

改正後	改正前																								
（常任委員会の名称、委員の定数及び所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>委員の定数</th><th>所管</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>経済建設委員会</td><td>8人</td><td>(1) 農林水産部の所管に属する事項 (2) 商工観光部の所管に属する事項 (3) 都市整備部の所管に属する事項 (4) 農業委員会の所管に属する事項 (5) 上下水道局の所管に属する事項</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> 2・3 略	名称	委員の定数	所管	略			経済建設委員会	8人	(1) 農林水産部の所管に属する事項 (2) 商工観光部の所管に属する事項 (3) 都市整備部の所管に属する事項 (4) 農業委員会の所管に属する事項 (5) 上下水道局の所管に属する事項	略			（常任委員会の名称、委員の定数及び所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>委員の定数</th><th>所管</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>経済建設委員会</td><td>8人</td><td>(1) 産業振興部の所管に属する事項 (2) 都市整備部の所管に属する事項 (3) 農業委員会の所管に属する事項 (4) 上下水道局の所管に属する事項</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> 2・3 略	名称	委員の定数	所管	略			経済建設委員会	8人	(1) 産業振興部の所管に属する事項 (2) 都市整備部の所管に属する事項 (3) 農業委員会の所管に属する事項 (4) 上下水道局の所管に属する事項	略		
名称	委員の定数	所管																							
略																									
経済建設委員会	8人	(1) 農林水産部の所管に属する事項 (2) 商工観光部の所管に属する事項 (3) 都市整備部の所管に属する事項 (4) 農業委員会の所管に属する事項 (5) 上下水道局の所管に属する事項																							
略																									
名称	委員の定数	所管																							
略																									
経済建設委員会	8人	(1) 産業振興部の所管に属する事項 (2) 都市整備部の所管に属する事項 (3) 農業委員会の所管に属する事項 (4) 上下水道局の所管に属する事項																							
略																									